

三輪の自動車の区分の見直し

現 行



三輪の自動車の例(ピアaggio社製三輪自動車)

道路交通法

二輪車 = 二輪の自動車 (側車付きのものを含む。)
(道路交通法施行規則第2条)

三輪の自動車は、二輪車に該当せず、普通免許で運転できる。

道路運送車両法

三輪の自動車は、側車付二輪自動車に該当。
保安基準は、二輪自動車の基準を適用 (平成20年10月告示改正)。

道路交通法施行規則等の改正(9月1日施行)

実車実験 → 二輪車に近い運転特性

内閣総理大臣が指定する三輪の自動車を、二輪車とみなすこととする。(道路交通法施行規則)

(内閣府告示)

内閣総理大臣が指定する三輪の自動車は、次のすべての要件を満たすものとする。

3個の車輪を備えていること。

車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されていること。

同一線上の車軸における車輪の接地部中心点を通る直線の距離が460ミリメートル未満であること。

車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有すること。

主な変更点

運転には普通免許でなく、二輪免許が必要(ただし、9月1日前に運転している場合には、次の経過措置あり。)

★ 9月1日から1年間、特例試験を受け、三輪の自動車のみ運転することができる二輪免許の取得が可能。

★ それまでの間(最長1年間)は、普通免許で運転が可能。

運転の際に乗車用ヘルメットの装着が必要。(9月1日以降)

二輪車の運転経験が1年(高速道路を運転する場合は3年)未満の場合は、二人乗りをすることができない(ただし、三輪の自動車を運転していた期間を二人乗りの運転経験の期間に算入する経過措置あり。)

既に特定二輪車を運転している場合の経過措置

施行日(平成21年9月1日)前に特定二輪車を運転している場合には、次の経過措置が適用されます。

経過措置

施行日から二輪免許を取得するまで(最長1年間)は、普通免許で特定二輪車を運転することができます。

ただし、

運転の際にはヘルメットの装着が必要です。



「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」の標識が設置されている道路を通行することはできません。

また、施行前に運転していた特定二輪車が特定普通二輪車のみの場合は、普通免許では特定大型二輪車は運転できません。この場合、特定大型二輪車を運転するには、大型二輪免許が必要です。

引き続き特定二輪車の運転を希望される場合は、施行日から1年間のうちに、特例試験を受け、二輪免許を取得してください。

特例試験に合格すると、特定二輪車限定免許が交付されます。

特例試験は、特定二輪車を持ち込んで行います。

特例試験は、特定二輪車を安全に運転することができることを確認するものです。通常の二輪免許試験とは、試験項目等が異なります。

特例試験の詳細は、別紙「特例試験受験の手引き」のとおりです。

特例試験の日程、試験手数料などについては、別紙「特定二輪車に関する問い合わせ窓口一覧表」に記載されている、お住まいの都道府県警察の連絡先にお問い合わせください。

二人乗りについては、別紙「特定二輪車の二人乗りについて」をご覧ください。